

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	妊娠の届出及び乳幼児健診に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、妊娠の届出及び乳幼児健診に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中野区長

## 公表日

令和4年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務													
①事務の名称	妊娠の届出及び乳幼児健診に関する事務												
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠届受付・母子手帳交付事務及び乳幼児健診に関する業務を行う。この業務を行うに当たり、特定個人情報ファイルを取り扱う。												
③システムの名称	母子保健・乳幼児健診システム												
2. 特定個人情報ファイル名													
妊娠届ファイル													
3. 個人番号の利用													
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条												
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携													
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定												
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3												
5. 評価実施機関における担当部署													
①部署	地域支えあい推進部 北部すこやか福祉センター												
②所属長の役職名	地域支えあい推進部 北部すこやか福祉センター所長												
6. 他の評価実施機関													
なし													
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求													
請求先	<table border="0"> <tr> <td>中部すこやか福祉センター</td> <td>中野区中央3-19-1</td> <td>03-3367-7788</td> </tr> <tr> <td>北部すこやか福祉センター</td> <td>中野区江古田4-31-10</td> <td>03-3388-0240</td> </tr> <tr> <td>南部すこやか福祉センター</td> <td>中野区弥生町5-11-26</td> <td>03-3382-1660</td> </tr> <tr> <td>鷺宮すこやか福祉センター</td> <td>中野区若宮3-58-10</td> <td>03-3336-7111</td> </tr> </table>	中部すこやか福祉センター	中野区中央3-19-1	03-3367-7788	北部すこやか福祉センター	中野区江古田4-31-10	03-3388-0240	南部すこやか福祉センター	中野区弥生町5-11-26	03-3382-1660	鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮3-58-10	03-3336-7111
中部すこやか福祉センター	中野区中央3-19-1	03-3367-7788											
北部すこやか福祉センター	中野区江古田4-31-10	03-3388-0240											
南部すこやか福祉センター	中野区弥生町5-11-26	03-3382-1660											
鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮3-58-10	03-3336-7111											
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ													
連絡先	北部すこやか福祉センター 中野区江古田4-31-10 03-3388-0240												

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	① 地域支えあい推進室 中部すこやか福祉センター 地域ケア分野 ② 地域支えあい推進室副参事(地域ケア担当) 只野 孝子	① 地域支えあい推進室 鷺宮すこやか福祉センター 地域ケア分野 ② 地域支えあい推進室副参事(地域ケア担当) 平林 義弘	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南部すこやか福祉センター 中野区弥生町2-41-2	南部すこやか福祉センター 中野区弥生町5-11-26	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	中部すこやか福祉センター 中野区中央3-19-1 03-3367-7788	鷺宮すこやか福祉センター 中野区若宮3-58-10 03-3336-7111	事後	
平成30年1月5日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	使用せず	母子保健・乳幼児健診システム	事前	
平成30年1月5日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成30年1月5日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	② 地域支えあい推進室副参事(地域ケア担当) 平林 義弘	② 地域支えあい推進室鷺宮すこやか福祉センター所長 上村 晃一	事後	
平成30年7月9日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	② 地域支えあい推進室鷺宮すこやか福祉センター所長 上村 晃一	② 地域支えあい推進室鷺宮すこやか福祉センター副参事(地域ケア担当)	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ② 所属長	① 地域支えあい推進室 鷺宮すこやか福祉センター 地域ケア分野 ② 地域支えあい推進室鷺宮すこやか福祉センター副参事(地域ケア担当)	① 地域支えあい推進部 南部すこやか福祉センター ② 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター所長	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しいき値判断項目 1 対象人数	I 関連情報 1①事務の名称 妊娠の届出に関する事務 1②事務の概要 母子保健法に基づき、妊娠届受付・母子手帳交付事務に関する業務を行う。この業務を行うに当たり、特定個人情報ファイルを取り扱う。 4②法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号 II しいき値判断項目 1 対象人数 1000人以上1万人未満	I 関連情報 1①事務の名称 妊娠の届出及び乳幼児健診に関する事務 1②事務の概要 母子保健法に基づき、妊娠届受付・母子手帳交付事務及び乳幼児健診に関する業務を行う。この業務を行うに当たり、特定個人情報ファイルを取り扱う。 4②法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3 II しいき値判断項目 1 対象人数 1万人未満以上10万人未満	事前	
令和2年6月23日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ② 所属長	① 地域支えあい推進部 南部すこやか福祉センター ② 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター所長	① 地域支えあい推進部 北部すこやか福祉センター ② 地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター所長	事後	